

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
 静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

県内の公立学校数及び児童生徒数（政令市を含む）

校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	492校	180,451人
中学校	258校	97,226人

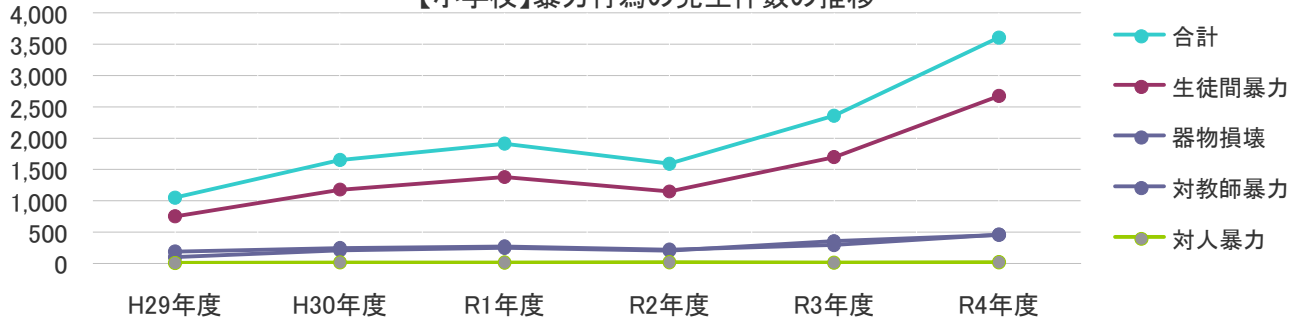
1 暴力行為の状況

(1) 小学校、発生件数の推移

形態	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7	355	15.1	456	12.6
生徒間暴力	753	71.7	1,179	71.4	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0	2,674	74.1
対人暴力	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5	18	0.5
器物損壊	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9	294	12.5	460	12.7
合計	1,050		1,652		1,913		1,591		2,358		3,608	

(件)

【小学校】暴力行為の発生件数の推移

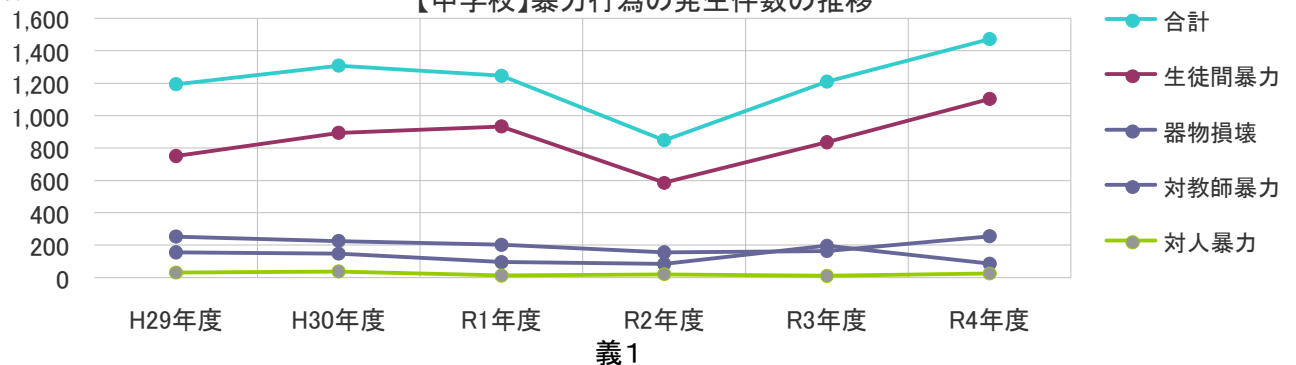


(2) 中学校、発生件数の推移

形態	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16.3	87	5.9
生徒間暴力	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0	835	69.1	1,103	74.9
対人暴力	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6	12	1.0	26	1.8
器物損壊	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4	165	13.6	256	17.4
合計	1,193		1,307		1,246		848		1,209		1,472	

(件)

【中学校】暴力行為の発生件数の推移



## 2 いじめの状況

### (1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

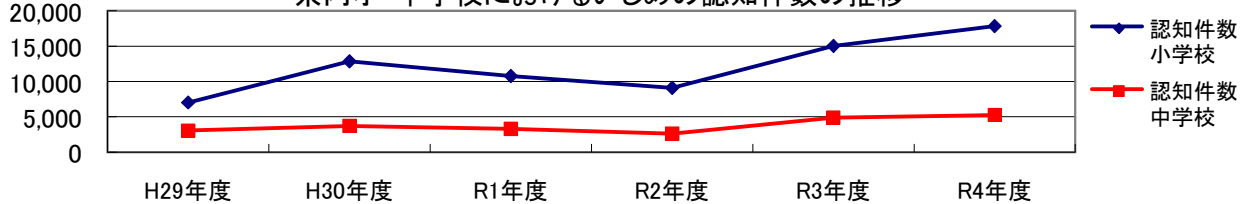
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

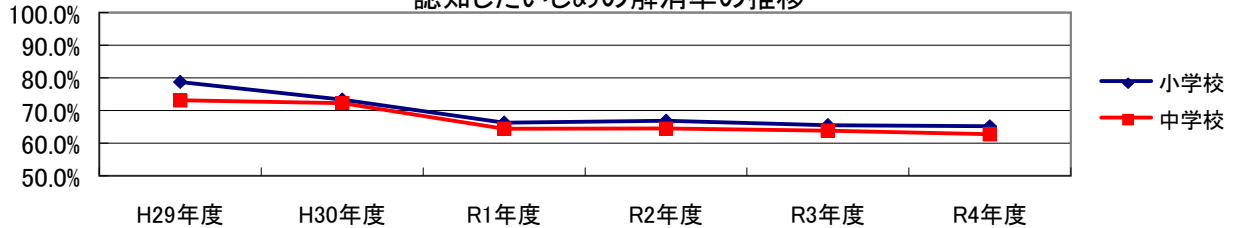
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知件数	小学校	7,029	12,835	10,766	9,092	15,018	17,816
	中学校	3,052	3,722	3,295	2,617	4,899	5,263
	計	10,081	16,557	14,061	11,709	19,917	23,079
解消率	小学校	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%	65.1%
	中学校	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%	62.7%

(件)

県内小・中学校におけるいじめの認知件数の推移



認知したいじめの解消率の推移



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (2) 指導後のいじめの状況

(件)

	小学校				中学校			
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
解消している	7,139	6,080	9,842	11,607	2,123	1,687	3,128	3,301
解消に向けて取組中	3,612	3,008	5,158	6,080	1,153	918	1,767	1,941
その他	15	4	18	129	19	12	4	21

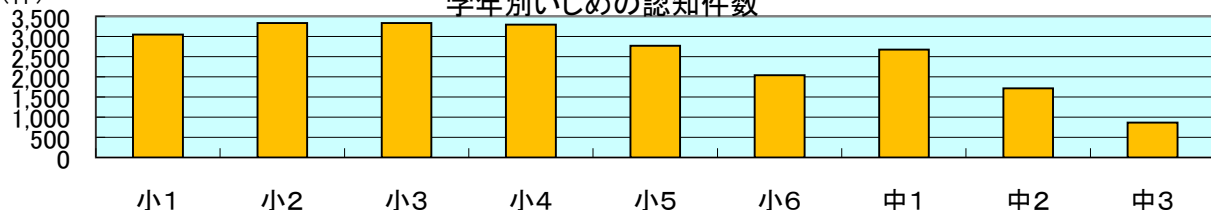
### (3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	2,573	3,150	2,835	2,634	2,224	1,602	2,467	1,725	707
R4年度	3,046	3,334	3,334	3,293	2,767	2,042	2,676	1,717	870

(件)

学年別いじめの認知件数



## (4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度
学級担任が発見	1,068	1,537	518	518
学級担任以外の教職員が発見	284	456	392	485
養護教諭が発見	32	30	33	38
スクールカウンセラー等の相談員が発見	4	13	15	20
アンケート調査など学校の取組により発見	7,986	8,644	1,301	1,463
本人からの訴え	2,610	3,094	1,457	1,505
本人の保護者からの訴え	2,020	2,692	709	777
他の児童生徒からの情報	689	897	339	331
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	290	394	101	99
地域の住民からの情報	12	17	6	8
学校以外の関係機関からの情報	15	17	21	12
その他	8	25	7	7
計	15,018	17,816	4,899	5,263

## (5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	7,556	8,714	2,914	3,106
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,463	1,601	417	411
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	4,154	5,225	735	700
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	1,194	1,633	341	457
金品をたかられる	97	127	21	36
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	825	944	202	273
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1,249	1,273	287	343
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	251	216	468	516
その他	1,142	1,251	253	284
計	17,931	20,984	5,638	6,126

## (6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	480	97.4%	485	98.6%	254	97.3%	254	98.4%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	320	64.9%	371	75.4%	163	62.5%	181	70.2%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	469	95.1%	468	95.1%	246	94.3%	245	95.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	246	49.9%	230	46.7%	158	60.5%	146	56.6%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	433	87.8%	436	88.6%	235	90.0%	241	93.4%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	371	75.3%	357	72.6%	207	79.3%	214	82.9%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	426	86.4%	448	91.1%	229	87.7%	242	93.8%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	79	16.0%	85	17.3%	57	21.8%	44	17.1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	104	21.1%	127	25.8%	82	31.4%	85	32.9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	321	65.1%	308	62.6%	205	78.5%	210	81.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	425	86.2%	465	94.5%	214	82.0%	237	91.9%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	493	100.0%	492	100.0%	261	100.0%	258	100.0%

## (7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
アンケート調査の実施	493	100.0%	492	100.0%	261	100.0%	257	99.6%
個別面談の実施	413	83.8%	382	77.6%	239	91.6%	232	89.9%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	223	45.2%	204	41.5%	239	91.6%	236	91.5%
家庭訪問	150	30.4%	131	26.6%	120	46.0%	121	46.9%
その他	23	4.7%	19	3.9%	13	5.0%	12	4.7%

### 3 長期欠席（不登校等）の状況

#### (1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	1,435	1,706	1,981	2,056	2,642	3,321
県割合	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%	1.46%	1.84%
国割合	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%
中学校	3,612	3,984	4,300	4,321	5,388	6,126
県割合	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%	5.86%	6.30%
国割合	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%	5.00%	5.98%
計	5,047	5,690	6,281	6,377	8,030	9,447

※不登校に関する留意点

- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。  
（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

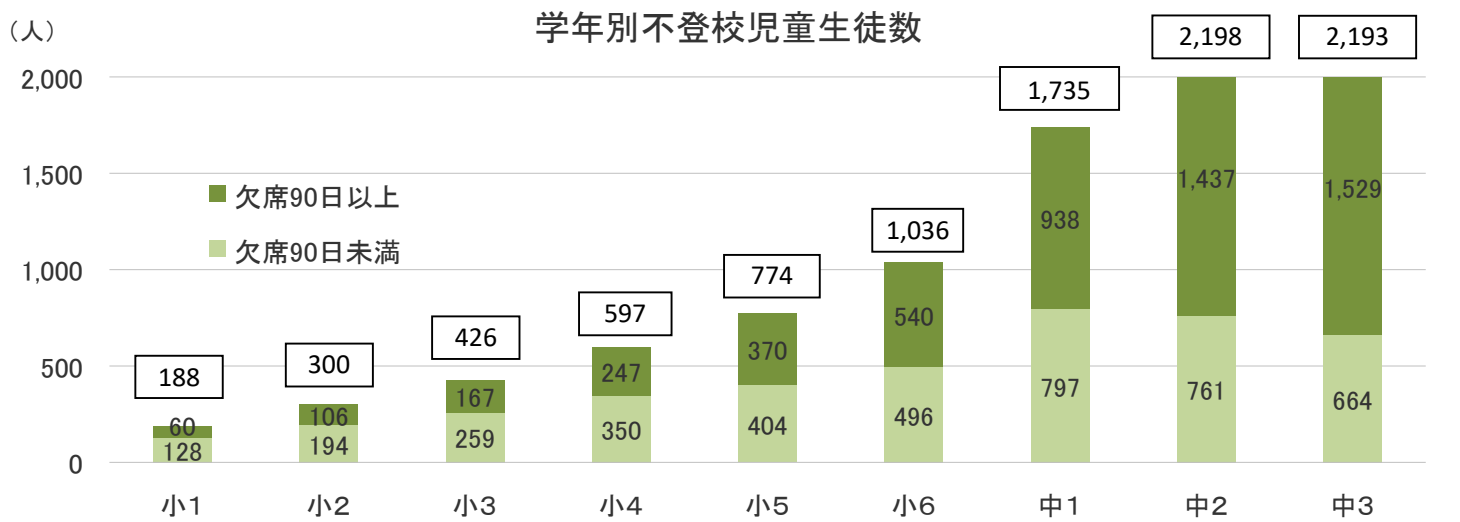
#### (2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	135	237(171)	335(216)	454(241)	668(348)	813(413)	1,503(1,094)	1,908(865)	1,977(571)
R4年度	188	300(196)	426(263)	597(331)	774(406)	1,036(462)	1,735(1,226)	2,198(855)	2,193(618)

#### (3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数								合計
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下	うち、出席日数が0日の者				
小学校	180,451	414	2	3,321	1,490	254	79	446	892	5,075
中学校	97,226	759	1	6,126	3,904	880	220	156	318	7,360
計	277,677	1,173	3	9,447	5,394	1,134	299	602	1,210	12,435



#### (4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R3年度		R4年度		R3年度		R4年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	508	19.2%	677	20.4%	1,181	21.9%	1,342	21.9%
指導中の児童生徒	2,134	80.8%	2,644	79.6%	4,207	78.1%	4,784	78.1%
計	2,642		3,321		5,388		6,126	

(5) 不登校の要因

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	問題 人 関係 を めぐる 友	い じめ を めぐる 問 題	教 職 員 と の 関 係	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	活 動 等 へ の 不 適 部	ク ラ ブ 活 動 、 不 適 部	学 校 の き まり 等	適 応	学 生 、 進 級 時 の 不 適 応	入 学 、 転 編 入	家 庭 の 急 激 な 生 活 環 境 変 化		親 子 の 関 わり 方
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	9	184	53	137	10	0	21	72	94	350	53	254	1,808	276	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	19	182	53	314	6	0	33	68	102	477	105	289	405		
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	12	775	64	496	58	39	40	294	276	444	174	390	2,748	316	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	15	422	59	650	109	54	39	220	125	455	156	401	801		